

(様式②-2)

令和4年度 債務保証、損失補償等に係る事業計画書

[文化観光局 MICE振興課]

事業名
4款 1項 4目
株式会社横浜国際平和会議場のための損失補償

(単位：千円)

区分	事項	限度額	令和4年度以降の債務保証等予定額	
			期間	金額
新規設定 又は変更後	株式会社横浜国際平和会議場のための損失補償(令和4年度)	市中の金融機関等が株式会社横浜国際平和会議場に融資することにより損失を生じた場合の補償	令和4年度から 令和8年度まで	2,340,000
変更前	株式会社横浜国際平和会議場のための損失補償(令和3年度)	市中の金融機関等が株式会社横浜国際平和会議場に融資することにより損失を生じた場合の補償	令和3年度から 令和8年度まで	2,580,000
増△減				△ 240,000

限度額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	7,585,000	6,795,000	6,005,000	1,872,000	1,404,000	936,000

【団体の基礎的情報】

① (団体の概要)

- <事業目的> 国際・国内会議及び学術等各種催物、国内外商品等の見本市、展示会を企画、誘致及び開催する。
- <設立> 昭和62年6月3日
- <基本金> 7,565,000千円(うち、横浜市出資額：4,100,000千円 出資割合：24.4%)
- <業務内容>
 - ・国際・国内会議及び文化・学術等催物や展示会の企画、誘致及び開催
 - ・会議施設・展示場・宿泊施設及びこれらに附帯する施設の賃貸及び管理運営

② (団体の経営状況)

R2年度決算 営業収益 4,904,095千円 営業費用 6,973,908千円 営業利益 △ 2,069,812千円

【損失補償の内容】

③ (借入金の使途) ※借換えの場合はその旨を記載してください

大規模改修工事及び施設維持費

④ (損失補償を行う理由・必要性)

団体が民間金融機関から融資を受けるに際して、本市からの損失補償を条件づけられたため。

⑤ (損失補償額の積算根拠)

<令和4年度資金計画>

	金額	説明
借入金返済額	468,000	会議センターを中心とした大規模改修工事等
団体の留保資金		
資金需要額		
損失補償額	2,340,000	

	令和3年度分	令和4年度分	令和4年度設定額
設定限度額	2,580,000	2,340,000	2,340,000
借入(予定)額	2,340,000	0	
令和3年度までの償還額	0	0	
未償還残高	2,340,000	0	

⑥ (対象債務の返済の見通しとその確実性)

<本団体に係る損失補償の設定状況>

(単位：千円)

NO	設定年度	最終年度	限度額	左のうち借入済額または借入見込額		返済の原資等
				令和3年度未までの償還見込額	令和4年度以降の損失補償等予定額	
1	R3年度	R8年度	2,580,000	2,340,000	0	2,340,000 会場使用料を中心とする収入
				⑦ 合計		2,340,000

<対象債務の返済の見通し(各年度の償還額)>

(単位：千円)

NO	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度～	合計
1	468,000	468,000	468,000	468,000	468,000	0	0	0	0	0	2,340,000
計	468,000	468,000	468,000	468,000	468,000	0	0	0	0	0	2,340,000

<団体の担保能力及び担保設定状況> ※令和3年度末見込

○担保物件 建物(会議センター、展示ホール、ホテル)

29,104,400千円 ① 前期末-償却費(原価のみ)

○抵当権設定状況

(単位：千円)

借入先	当初設定額	返済額	残高	説明
産業活性化資金等	1,396,000	1,055,300	340,700	会議センター、展示ホール(I・II期)、ホテル
民間金融機関	13,000,000	2,443,400	10,556,600	会議センター、展示ホール(I・II期)、ホテル
計	14,396,000	3,498,700	10,897,300	… ②

担保余力(①-②) × 70% = 12,744,970千円

★借入金金融機関の担保評価については未確認

⑦ (健全性化法の規定に基づき将来負担比率に参入される一般会計等負担見込額)

2,340,000 × 10% = 234,000
損失補償設定額 R2算定率 一般会計等負担見込額

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 坂田 和行	係長 平原 雄	係長 花見 七瀬
--------------------	-------------	------------	-------------